

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決 算 特 別 委 員 会 環 境 厚 生 分 科 会	会 議 場 所 第1委員会室 全 員 協 議 会 室	
		担 当 職 員 山 末	
日 時	平成29年9月20日(水曜日)	開 議	午前 10 時 30 分
		閉 議	午後 5 時 10 分
出席委員	◎小川 ○富谷 酒井 平本 齊藤 小島 馬場		
理事者 出席者	【健康福祉部】 栗林部長、辻村子育て支援担当部長 [地域福祉課] 佐々木課長、中澤副課長、的場福祉総務係長 [障害福祉課] 岸田課長、木村副課長、片山地域生活支援係長 [高齢福祉課] 広瀬課長、山口副課長、松本生活支援係長、山口高齢者係長 [健康増進課] 野々村課長、中山副課長 [こども未来課] 森岡課長、服部こども支援係長、井尻母子健康係長 [保育課] 阿久根課長、大倉副課長		
事務局	鈴木議事調査係長、山末		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 0名	議員1名(菱田)

会 議 の 概 要

1 開会

2 事務局日程説明

3 付託議案審査

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 第11号議案 平成28年度亀岡市介護保険事業特別会計決算認定

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 11 : 03

[質疑]

<酒井委員>

P278、生きがい活動支援通所事業やいきいき活動事業補助金は、以前は別の項・目に記載されていたが、どのような判断で変更しているのか。国府支出金の割合で有利な方を選んでいるのか。

<高齢福祉課長>

平成27年度に介護保険法が改正され、府の通知により支出科目を変更した。負担割合は同じである。

<酒井委員>

P 2 7 8、介護予防事業評価事業業務委託料について、評価結果はどのように生かされているのか。また、委託料が上がったのはなぜか。

<高齢福祉課長>

介護予防事業の参加者に対する体力測定や、参加されていない方を対象にした調査を行う中で、今後の介護予防の検証を行うために実施している。委託先は京都学園大学である。これから検証業務に当たるところであり、評価はまだ出ていない。

<酒井委員>

平成27年度と28年度は調査を行い、今後、評価結果を出していくのか。

<高齢福祉課長>

継続した事業であり、延べ1420人で実施している。調査を2年間行う中で進めていく。

<酒井委員>

現在は調査段階ということだが、金額は何によって左右されているのか。

<高齢福祉課生活支援係長>

亀岡市内でも地域において、体力差があるのではないかとということで、亀岡市在住者の身体測定を行い、地域分散を見ている。また、京都市、大阪市などの大都市で取られているデータと比較し、劣っているところがあれば伸ばしていくために調査をしている。費用面では、平成23年から25年まで京都府からの委託を受け、京都学園大学とともに体力づくりの事業を行っていた。その後、介入している地域については、すでに体力測定が行われているため調査は行わないというところからスタートしたが、事業が終わり、全町で体力測定に入れることとなったので全町で調査を行っている。

<馬場委員>

P 2 7 0、介護認定審査会経費、介護認定審査会委員報酬について、説明では開催回数が119回ということだが、委員の延べ人数から見ると1回4人程度ということか。また、申請から認定までの平均日数が、新規で37日、更新で39日と、いずれにしても1カ月以上かかる。短縮ということだが、前年度から何日短縮になったのか。

<高齢福祉課長>

審査会については1回につき4人分で計算している。申請から認定までの平均日数は、昨年度と比較すると、新規申請では平成27年度では32日だったが、平成28年度では37日、区分変更では平成27年度は29日、平成28年度は39日、更新申請では平成27年度は37日、平成28年度は32日となっている。

<馬場委員>

短縮ではなく逆に伸びたということか。

<健康福祉部長>

年によって日数が変わるのは、日程取りの関係や、医者から意見書をいただくのにかかる時間である。審査期間自体は変わらない。現在、12カ月が更新期間となっているが、症状が安定していれば24カ月まで延長することができる。来年度からは36カ月まで延長できるようになり、件数が減ってくるため短縮できる。

<馬場委員>

P 2 7 8、筋力向上トレーニング教室について、週に2～3日行っている人が、筋力が向上したので1日減らすように言われたという苦情を聞いた。そういう基準はあるのか。

<高齢福祉課長>

対象者の要件として、足腰が弱っている人、動きづらくなっている人、概ね65歳以上の人、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人を対象にしており、それを満たしていれば参加できる。

<馬場委員>

P282、介護給付費準備基金について、平成28年度末残高が約6億5千万円ということだが、介護保険事業特別会計の中で、ここまでは積み立ててよいなどの基準はあるのか。

<高齢福祉課長>

いきいき長寿プランの第6期計画に基づいて予算計上している。給付費が上がった時に取り崩すためのものであり、金額に上限はないが、高額になってきている。この内容については、給付費が見込みより少なかったことが要因であるとする。第7期プラン策定の中で、基金を含め、平成29年度の決算見込みや今後の見通しを踏まえて進めていきたい。

<酒井委員>

P279、亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議の部会活動は、平成26年度、27年度に一般会計で行っていたものか。

<健康増進課長>

そのとおりである。過去3年間は一般会計としていた。

<酒井委員>

これと同じように地域医療情報センターも介護保険事業特別会計にすると、国・府の支出金を財源とすることができるということはないのか。

<健康増進課長>

委託費については対象となるかもしれないが、人件費は対象外であるためそれは考えていない。

<酒井委員>

市立病院に委託することは不可能なのか。

<健康増進課長>

6月からは市立病院の事業として行っている。

<酒井委員>

介護保険事業特別会計から市立病院に委託をするという形にはできないのか。

<健康増進課長>

その体制については考えていない。

<健康福祉部長>

亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議は全市的なものであり、市立病院は診療機関なので、亀岡市でイニシアティブを取っていく必要があると考えている。

<酒井委員>

質問しているのは地域医療情報センターのことである。市立病院で行う場合は国・府の負担金がなかったと思う。地域医療情報センターを介護保険事業の中に入れ、委託に出せば有利になるのではないのか。

<健康福祉部長>

即答はできない。検討したい。

<富谷副委員長>

自治会で実施しているサロン活動への補助金はどの項目になるのか。

<高齢福祉課長>

P278、いきいき活動事業補助金になる。これは、高齢者の生きがいや社会参加のために、高齢者を地域で見守り、支え合い、支援するために、地域で行われているサロン活動等に対して自治会等の一部補助しているものである。

<富谷副委員長>

金額はどのように決めているのか。

<高齢福祉課長>

1自治会当たり定額で10万円であり。それに加えて参加されている65歳以上の高齢者1人当たり150円で積算している。

<休憩 11:24～13:00>

<小川委員長>

午前中の介護保険事業特別会計決算認定について、補足説明を受ける

<健康福祉部長>

午前中の介護保険事業特別会計決算認定の質疑の中で、医療情報センターについて酒井委員から介護保険特別会計で実施することにより財源確保ができるのではないかとという質問があった。平成25年度から27年度については、一般会計の地域医療連携推進事業として、京都府の地域包括ケア総合交付金の10分の10の補助を受けて執行したが、この交付金については3年間で期限が切れるため、平成28、29年度は、市立病院で地域医療情報センターの運営を実施している。平成27年度の介護保険法の改正により、平成30年度からは、在宅医療・介護連携推進事業として、地域支援事業の中で実施することが可能となるため、介護保険事業特別会計の中で執行できるのか検討していきたい。

(2) 第9号議案 平成28年度亀岡市休日診療事業特別会計決算認定

<健康福祉部長>

(概要説明)

<健康増進課長>

(資料に基づき説明)

～13:07

[質疑]

<馬場委員>

小児科医の相対的な不足がよく論じられるが、亀岡市ではどうか。

<健康増進課長>

現在は充足できている。また、二次医療機関として京都中部総合医療センターやその他の病院と連携している。

～13:08

(3) 第6号議案 平成28年度亀岡市一般会計決算認定（健康福祉部所管分）

<健康福祉部長>

(概要説明)

<各課長>

[質疑]

[総務費]

<酒井委員>

青少年対策経費について、補助金が30万円ほど減っているのはなぜか。

<こども未来課長>

平成28年度から2割カットしているのでこのような金額となっている。

[民生費]

<馬場委員>

P90、災害時要配慮者支援経費について、避難行動要支援者名簿登載者に地域的な偏在があるのか。

<地域福祉課長>

基本的に地域的な偏在はない。名簿には、要介護3から5や、一定以上の身体障害者手帳をお持ちの人など、要件を限定して登載しているので、特に地域差はない。内部疾患により身体障害者手帳をお持ちの人や、歩くのに不自由がない人は若干同意率が低い部分が見受けられる。

<富谷副委員長>

命のカプセルの配布者は平成28年度で979人だが、カプセルの中身の更新はどのようにしているのか。

<高齢福祉課長>

民生委員が毎年回っており、変更があれば中身を取り替えている。

<富谷副委員長>

民生委員に対して自己申請するのか。

<高齢福祉課長>

毎年回っているので、その中で対応している。

<健康福祉部長>

薬が変わったり症状が変わったりすると、自分で中身を変えるのが原則である。民生委員は福祉台帳に基づいて回っている。相談には応じているが、民生委員が取り替えているということではない。

<酒井委員>

1万個を作成し、なくなればまた作成するということだったと思う。そろそろなくなる頃だと思うが、既に作成しているのか。

<高齢福祉課長>

在庫がなくなれば対応したい。

<酒井委員>

これは100円均一の材料でつくれたり、サロンの中で手作りができるようなので、1万個をまとめてつくる費用とサロンでつくる費用がそれほど変わらないのであれば、必要な分だけをつくるようにすればよいと思うが、何か検討しているのか。

<健康福祉部長>

既に1万個を超えているので発注済みである。シール等は別につくっている。手作りに近い形である。

<富谷副委員長>

P89、くらしの資金貸付金について、返済が済んでいれば何度でも借りられるのか。全て返済が済んでいなくても借りられるのか。

<地域福祉課長>

1円でも残額があれば貸し付けることはできない。返済が済んでいれば何度でも借りられる。

<齊藤委員>

P95、じん臓機能障害者通院交通費助成金について、どこまで補助されるのか。

<障害福祉課長>

月額5千円を超える場合に、それを超える額の2分の1以内、1万円を超える場合には、それを超える額の4分の1以内であり、助成限度額は月額2万円となっている。

<齊藤委員>

利用者は延べ何人か。

<障害福祉課長>

平成28年度は17人である。前期が8人、後期が9人である。

<齊藤委員>

17人でこれだけの金額になるのか。

<障害福祉課長>

年間で24万円を補助している人もいるのでこのような額になる。

<酒井委員>

P118、要保護児童対策経費について、児童福祉法が改正されてから、児童相談所からの逆送致など、連絡調整機関に対して責任が重くなっていく状況だと思うが、今後、どのように対応していくのか。

<こども未来課長>

平成29年度の児童福祉法改正により権限強化がされている。家庭総合支援センターの機能強化や自治体の要保護児童対策地域協議会の役割が明確になった。体制強化を図る上で、すぐに活用できるような国の補助金がないので、今年も京都府に対して児童相談所亀岡支所の設置要望などを行い、体制強化を図りたいと考えている。増加する児童虐待については、関係部署との連携の中で対応していきたい。

<酒井委員>

子育て世代包括支援センターと同じように、家庭への支援拠点をつくらなければならなくなっていく中で、現在のキャパシティはどうか。

<こども未来課長>

平成28年度は、いろいろな支援機関との協力のもとで対応ができたと思う。子どもの身体、生命に関わることなので、さらに手厚い保護をしていかなければならないと痛感している。自治体だけではケアできない部分もあるので、地域の団体や各関係機関、民生委員にも協力いただきながら対応していきたい。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

家庭相談も含めて8700件近くを3名の家庭相談員で対応している。件数的には非常に多い。小学校からの通報によって一時保護したという事態も発生している。

「189」の啓発が行き届いた面もあり、近隣の方からの通報がしやすくなったため、現場に出動することも増えてきている。体制整備は必要であると感じている。

<小島委員>

P 9 5、障害者就労支援委託事業について、市の業務を発注したのか。

<障害福祉課長>

市の業務として、市内のB型事業所に「J R 3 駅ポイ捨てゴミ実態調査と美化推進」「国分寺跡公有地管理・植栽事業、市立図書館蔵書整理補助と美化推進」「市庁舎区域外敷地環境管理業務」などを発注している。

<小島委員>

発注する際の賃金体系は。

<障害福祉課長>

B型作業所自体が最低賃金を保証できない部分があるので、賃金アップを念頭に置いて、最低賃金をもとに積算している。

<小島委員>

企業への就労支援はこの部分になるのか。

<障害福祉課長>

一般企業への援助については産業観光部で取り扱っている。

<齊藤委員>

P 1 2 4、別院保育所で工事をしてもらったが、出入り口にあるバス停が見えにくくて危ない。地域貢献事業により透明のパネルにすれば見やすくなるのではないか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

工事業者との関係が薄いのでこちらから話をしにくい。

<馬場委員>

P 1 0 2、敬老事業経費について、事業費半減という形で行われたが、ある自治会では、欠席者に対して、ここに書いてある1 0 0 0円ではなく5 0 0円が渡され、いただいた人が何を考えているのかとおっしゃっていた。敬老乗車券についても、これは交通政策であるという意見を聞いたが、それに対する対応はどうか。

<健康福祉部長>

敬老事業経費の減額は平成2 9年度からであり、平成2 8年度決算では満額である。敬老事業経費を半額にしたことにより、負担金を1 0 0 0円徴収された自治会もある。また、自治会の敬老事業と区の敬老事業を1つに統一されたところもある。送迎の関係で分散的に行われたところもあると聞いている。欠席者に対して5 0 0円は心苦しく、何とかよい品物をお渡しできるように、かめまるタオルを単価を抑えるために共同購入したところがある。敬老乗車券については、昨日、1 9 5つづり購入いただいた。特に東つつじヶ丘、西つつじヶ丘での購入が多かった。周辺部などバス交通が少ないところでは購入されない。実証事業なので、もう少し様子を見たい。

<馬場委員>

新市長のもとで一律カットということがあったが、検討している部分は。

<健康福祉部長>

小さな補助金で改めようがないものは2 0 %カットということはあったが、相対的に見ると、決算数値をもって当初予算を編成した。サマーレビューで見直しに取り組んでいる。

<酒井委員>

P 9 7、法人指導監査経費について、平成2 8年度は9法人、平成2 7年度は6法人を監査したということだが、なぜ経費が減っているのか。

<地域福祉課長>

主な経費は、法人台帳をつくるための監査資料を含めた経費と通知、情報提供等郵送料である。15法人に対して、国・府からさまざまな案内があり、それを各法人に情報提供する経費を見ているが、情報提供はほとんどメールで行われ、紙文書で来たものだけを郵送している。9法人でも6法人でもこちらが作成する資料に大差はない。法人からいただいた資料に基づいて監査を行うため、法人数によって経費が変わるわけではない。

<酒井委員>

昨年度の説明では、金額的には小さな経費だが、かなり手間がかかるとおっしゃっていた。体制をつくり直したいと答弁されていたが、何か変わったのか。

<地域福祉課長>

現在のところ体制に大きな変化はない。現在、法人指導監査を受けて4年目だが、国は各市町村で監査基準にばらつきがあることが課題だと捉えている。監査基準が市町村によって変わることがないように社会福祉法の改正が進められている。つまり、大きく変えたところはなく、人員体制も変わっていないが、監査基準のばらつきの是正は求められているところである。

<酒井委員>

P103、老人クラブ育成経費。平成27年度の事務事業評価の対象事業だが、人数が減ってクラブ数が増えている。活動としては広がっているのか。

<高齢福祉課長>

平成27年度の会員数は2705人だが、平成28年度は2663人に減少している。クラブ数は、52クラブから53クラブに増加している。事業内容については、平成29年度からの取り組みの1つとして、地域に根ざした取り組みや、外出促進を図ることを目的に、各地域で行われているサロン活動などに年齢層を越えて積極的に参加していく、ということで活動を立ち上げている。会員外の人が地域でサロン活動をされている場合にも進んで参加したり、地域でサロン活動を設けていくなどの活動を新たな取り組みとして考えている。

<酒井委員>

補助金の対象としては60歳以上だが、年齢に関係なく、地域のさまざまな世代の人が入っているということか。

<高齢福祉課長>

老人クラブの活動として、会員が地域でのサロン活動や対象外の人がされているところにも進んで入っていたり、新たに居場所づくりの場をつくるなどの活動をしている。

<齊藤委員>

P127、生活困窮者自立支援事業経費について、生活保護やひとり親家庭の関係など、庁舎内でリンクして就労支援をすれば、さらに生活保護費の減額につながるのではないかと考えるがどうか。

<健康福祉部長>

具体的に言うと、生活保護の受給者の中で、18歳から64歳までの稼働対象年齢の人が354人である。そのうち、病気やけがなどで動けない人を除いた稼働能力を有する人が155人である。そのうち、何らかの就労をされている人が111人であり、稼働能力を有しているにも関わらず就労していない44人に対して、集中的にプログラムを組んで稼働してもらうように取り組んでいる。介護保険関係や高齢福祉関係と生活保護の窓口がタイアップしながら取り組んでいる。

<酒井委員>

老人福祉センター管理経費について「等」とあるが内訳は。

<健康福祉部長>

施設管理経費に係る雑費や駐車場の整理賃金を含んでいる。

<酒井委員>

自治会連合会に委託している管理経費が200万円ということではなく、駐車場など別々のものに分かれているのか。

<健康福祉部長>

亀岡地区自治会連合会に委託をしているのが200万円である。200万円の中に管理経費と駐車場整理経費が入っている。

<酒井委員>

亀岡地区自治会と亀岡地区自治会連合会は別の団体なのか。

<健康福祉部長>

委託先は亀岡地区自治会連合会である。亀岡地区は西部、中部、東部の連合体になっており、その連合組織である亀岡地区自治会連合会に委託している。

<酒井委員>

去年は管理経費「等」の中に駐車場の整備費用が495万円ほど入っていた。他の施設であれば、入っている団体が事務室を使用していれば使用料や電気代をいただいたりしているが、この施設についてはどうか。

<健康福祉部長>

光熱水費は相当分いただいている。また、老人福祉センターは建設された時に亀岡地区自治会連合会や他の団体からの寄附金を受けており、その時の条件が事務所として使用させるということになっているので、使用料は徴収していない。

<酒井委員>

建物全体を亀岡地区自治会連合会が使えるのか。

<健康福祉部長>

老人福祉センターは、亀岡市立老人福祉センター条例と亀岡地区自治会館条例の2つの条例で成り立っている。1階部分は亀岡地区自治会連合会、土地改良区、財産区の事務所がある。2階部分と3階部分は老人福祉センターとして利用している。

<平本委員>

P117から119、家庭相談員が3人体制であり、マンパワー的に限界が来ているのではないかと。相談員拡充の見通しは。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

8月末で1人がやめられ、2人体制になっている。募集をかけているが申込者がいない状況である。非常に厳しい状況だが、人件費の問題もあるため3人体制で対応せざるを得ないとする。

<平本委員>

やめられた人の理由は分からないが、かなりハードな業務で負担も大きいと思う。残りの2人の業務量も増え、悪循環になるのではと心配している。現場の職員が動きやすい環境になるよう要望する。

<富谷副委員長>

P111、地域生活支援事業のガイドヘルプについて、利用者の内訳は。

<障害福祉課長>

資料が手元にない。

<富谷副委員長>

後ほど教えてもらいたい。

<馬場委員>

P 1 1 5、公立保育所運営経費について、嘱託職員報酬が若干上がったということだが、それにより効果はあったのか。

<保育課長>

平成27年度も28年度も保育士が足りない状況に変わりはないが、職員からは非常にありがたいと言っている。

<馬場委員>

保育補助者等賃金について、保育士の資格は絶対的な要件なのか。

<保育課長>

補助を行う者として任用している。保育士の資格を持っている者については単価を少し上げている。

<馬場委員>

差額はいくらか。

<保育課長>

資格を持たない者については、平成28年9月までは830円、10月からは840円である。資格のある者については900円近くだったと思うが、資料が手元にない。

<馬場委員>

口頭でよいので後ほど教えてもらいたい。

<酒井委員>

老人福祉センターについて、2階と3階は老人福祉センターで1階は寄附していただいた団体が使っているということだが、使い方もその団体が主導権を持っているのか。また、2階、3階の利用実態は。

<健康福祉部長>

老人福祉センターの行事として、カラオケ教室、エアロビクス、琴、将棋、囲碁などに利用いただいている。自治会館なので、特に西部地区の自治会、民生委員、その他団体の活動場所となっている。

<酒井委員>

返しても支障はないのではないか。毎年200万円を支払っており、駐車場を整備しても多くは1階部分を使われている方々が利用されるのであれば、今後経費がかかっていくことを考えると必要なのかという疑問があるがどうか。

<健康福祉部長>

以前から議論があるが結論が出ていない。地元に戻すのがよいのか、指定管理にするのがよいのか、今後調整が必要である。駐車場の利用状況を見ると2階、3階を使う方の利用が多い。495万円をかけて整備した部分は老人福祉センターの利用者が利用している。

<保育課長>

先ほどの馬場委員の質問だが、資格のある者の金額を設定したのは今年度からであり、平成28年度までは資格のない者として先ほど申し上げた金額で任用していた。訂正する。

[衛生費]

<小島委員>

P 1 3 8、亀岡浴場組合補助金について。1軒だけなのになぜ組合なのか。

<健康増進課長>

公衆衛生が根本にあり、風呂がないという状況になった時の衛生措置の補完として実施している。今後も継続していきたいが、金額については順次見直しも考えていきたい。

<小島委員>

京町のところがやめられて4、5年になるが、なぜ組合という名称を使うのか。

<健康福祉部長>

内容に合うように検討していきたい。

<馬場委員>

P 1 2 9、保健対策事務経費、不妊治療給付事業補助金について、他所の自治体を調べてみると、充実した施策を展開しているが、類似団体調査はされているのか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

手元に資料がない。後ほど回答する。

<障害福祉課長>

富谷副委員長から質問のあったガイドヘルプについて、実人数127人のうち、18歳未満は、小学生が1人、中学生が3人、高校生が7名、計11人である。

<こども未来課長>

不妊治療給付事業について、府下全域で実施されており、上限は一律で10万円、自己負担は2分の1である。他府県の状況については、調査して報告したい。

<馬場委員>

治療の金額がかなり高額になるため、実態に合うような形になるように制度を研究してもらいたい。要望である。

[理事者退室]

～15：34

<小川委員長>

事務事業評価を行うにあたり、事前の打ち合わせを行う。事務局から説明を。

<事務局主事>

(事務事業評価の流れ等説明)

<小川委員長>

それでは、午後4時から全員協議会室で事務事業評価を行う。

<休憩 15：39～16：00>

(場所：全員協議会室)

4 事務事業評価

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 母子保健事業経費

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<こども未来課長>

(資料に基づき説明)

～ 16 : 09

[質疑]

<酒井委員>

支援台帳を作成し、情報を集約して、それをつなげていくところが子育て世代包括支援センター特有の部分だと理解した。講座開催や相談支援は、基本型で実施していることと重複するのではないかと考えるがどうか。

<こども未来課長>

この事業は相談につなげていくような流れではあるが、積極的に発掘をしていくことが大きな特徴である。講座等は、今後、父母となる人に対して重点的に行う。育児不安、孤立等については、産後に身体的なうつ状態になりやすい状況もあるが、子育ての予測ができなかった家庭に問題が生じると考えているので、そこを重点に実施している。重点的なところが基本型とは違っていると考えている。

<齊藤委員>

委託先の亀岡子育てネットワークは、子育てがうまくいっていないところを見抜いてやっていくことができていなかったということか。

<こども未来課長>

亀岡子育てネットワークができていないということではなく、これまで子育て不安や孤立については、全国的に行政が受け身であったために、当事者が何か声を上げないとなげられなかったというところから児童虐待、育児不安が増加してきた。B C o m e (びーかむ) は、母子保健と一緒にすることで、母子保健の業務として行う訪問、検診、母子手帳の交付時にそれを見抜いて、積極的に訪問していくという取り組みである。

<酒井委員>

新たにセンターとして設置するのではなく、もともとの体制を充実させることで同じ機能を発揮できればそれでよかったということになる。それができていなかったため子育て世代包括支援センターという枠組みを使っているのか。

<こども未来課長>

既存の枠組みの中でスキルを養い、組織化すれば同様の機能が果たせたのかもしれない。しかし、市として新たにコーディネーター的な人材を配置する余力がなかった。今回、国の補助も活用しながらセンターを組織して現在に至っている。

<馬場委員>

児童虐待の現状を勘案すると、この事業そのものは非常に積極的な事業だと思う。市内の団体が活発に運動している中でプロポーザルを行うのであれば理解できるが、今回で言えば2社から問い合わせがあり、そのうち1社が断念される形となった。これでよかったのか。

<こども未来課長>

市内において子育て団体が活発に活動され、競争原理が働く中で選定されることが望ましかったと考えている。しかし、1社ではあったが、事業に対する理解度、提案内容の信頼性、創造性等、国が定める事業実施要項に合致している点でこのような形になった。複数の団体からの提案を受けられなかったのは非常に残念だが、事業内容が適当であるという判断に基づいたものだと考えている。

<馬場委員>

公設公営で実施する余地はなかったのか。

<こども未来課長>

当時、B C o m e（びーかむ）については健康増進課が所管していた中で、私は子育て支援課に所属していたが、外から見ていても、職員にそのようなスキルがあるのか、また、相談事業の違いは何なのかと混乱していた。最先端の考え方や研究者の情報をいち早く集約し、活動につなげていたのが当時の子育てネットワークだと判断している。

<齊藤委員>

補助金をいただくためにこれを設置したのではないかと考えている。家庭に入ってやっていくということだが、本当に家庭が受け入れるのか疑問に思う。水際でやっているといくらでも補助が増える。母子手帳交付時に、虐待がないような取り組みをすべきと考えるがどうか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

市長は「子育て・教育で憧れのまちに」というスローガンを掲げている。その中で、今回の子ども・子育て支援法による交付金事業が展開されるということで、子育て支援に必要な事業という認識の中で取り組んだ。母子手帳を交付し、B C o m e（びーかむ）が関わる中で、見抜く目を養うことが大事である。まず、家庭に入って信頼関係を築き、家庭の状況を把握する中で、相談や支援を行っていくという流れを築こうとしている。それが虐待予防につながればというスタンスである。

<酒井委員>

当時は行政内に見抜く目を持ったスタッフがいなかったということで委託を選択されたのだと思うが、今後、行政の中にそういった職員を育成していくことで、公営を基本とするのがよいのではないかと考えるが、よい団体が現れれば民営にしたいと考えているのか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

3月の常任委員会では、適当な団体が現れれば民営も視野に入りたいという話をしたが、現在のところ、今の人材に勝るような活動をされている団体はないと考えている。昨年の10月から各家庭への支援計画を持ち、つながりを持ってここまで取り組まれている。長い目で見ると家庭への支援であり、妊娠・出産・子育ての3つの場面でそれらがつながっていく。そういうつながりを持つことが大事だというのが我々の精神である。そういう意味では、現在の体制の中でやっていくのが将来的には大事だと思っている。いつまでもその人材に頼るのは好ましくないので、育成という観点も必要と考える。職員を育成することが大事なのか、新たに人材を求めて、人材育成をするのか。職員を育成し、経験を積んで市民との信頼も築けてきたにもかかわらず人事異動で替わってしまう、というわけにはいかない事業である。人材育成の観点をどこに求めていくのかは考えていく必要がある。

<酒井委員>

職員の異動については、異動の考え方にある課題である。せっかく業務を熟知された人が異動してしまうということがないようにすればよい。資格者があちこち異動されると困る。そういった課題は人事で考えていかなければならないことであり、行政内で育てていくことは必要だと考える。民間に委託される場合は、個人情報の取り扱いに課題があると思うが、平成28年度の事業ではそのあたりを契約上で明確にしていたのか。

<こども未来課長>

母子手帳交付等のさまざまな個人情報に携わる業務である。平成28年度については職員が接しないということもあったので、B C o m e（ビーかむ）が今後かわるかどうかについては、母子手帳交付時に当事者からの同意を得て、同意された人のみに対応していた。

<酒井委員>

集約した情報を民間団体が持ち、管理が大変だと思う。契約の段階で、契約書に個人情報の厳格な取り扱いについて記載していたり、何かあった時の損害賠償について明記していたのか。

<こども未来課長>

実施要綱に個人情報の保護という項目を設けている。事業に従事する者は支援を行うに当たって、知り得た情報を保護し、業務遂行以外に用いてはならないということと、業務が完了した後もまた同様とするということ、また、個人情報保護条例及び亀岡市情報セキュリティポリシーに基づき厳重に管理を行い、必要な保護対策を行うこと、という内容である。

<酒井委員>

知り得た情報を故意に何かに使う心配よりも、重要な情報を民間の団体が管理し、不測の事態が起きた時に、それが流れてしまうということも考えられる。それを含めて民間の団体に任せたいと市民が思うのかどうかということがある。子育て世代包括支援センターのガイドラインでは、契約書に損害が出た時のことをきちんと記載するように書いてある。どんなによい団体が現れたとしても、この事業は公営であるべきと考えるがどうか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

情報管理の問題は、きちんと個人情報保護条例等に基づいて保護していかなければならない。そういう意味ではガイドラインに基づいた形での整備が必要である。先ほどの話は、公設公営の場合、民間の人を専属的に非常勤嘱託職員として雇用するというイメージである。正職員ではどうしても異動がからむ、それならば専属の方を嘱託職員として雇用するということである。個人情報保護の観点からは、公設公営の方がよいと考える。

<平本委員>

民営から公営に移り、課題は見つかったのか。

<こども未来課長>

公営になった時点で市の組織になるので、全て市の管理下で業務を執行していくことになる。委託業務等で民間に求める識見やスキルについては、たまたま民間の人を市の職員として雇っているの、状況としてはいいところ取りになったと思う。

<平本委員>

利用者から、亀岡市として来られると安心感が増したと聞いている。正職員の異動は課題になると思うが、今の形が望ましいと思う。もう1点、父母となる方に産前産後から講座などを行い、準備されるということは、虐待予防にもつながると思う。また、産前産後うつで自殺される妊産婦の方が多いと聞く。スキルのある方を人材確保して、現状維持のまま拡充願いたい。それについて所見は。

<こども未来課長>

体制拡充に向けて、財源的にも有利な形で強化するというのであれば、財政面からも認めていただけるのではないかと思います。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

現在3人が非常勤嘱託の公務員であるので、3人だけというよりは、母子保健係の8人体制の中で事業展開をしていることはメリットである。3人だけで動き回るのはなく、そこに保健師が入り、場合によっては助産師が入ることにより、市民に対する支援体制は充実できていると考える。

<平本委員>

人材のスキルアップに努められたい。

<小島委員>

嘱託職員の資格要件はあるのか。

<こども未来課長>

当初から定めている。社会福祉士や保健師、助産師といった資格を持った人を採用することとしている。

<馬場委員>

経過の中で公的責任をはっきりされたので、展望が出てきたと思う。妊娠・出産・子育て、それぞれのプロフェッショナルの蓄積については、どのような組み立てを考えているのか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

蓄積という言い方はどうかと思うが、まず、妊娠された時に相談や訪問を行う。また、その人が出産されたときにも同じ者が携わっていく。長いスパンで職員が家庭に携わっていくということがネウボラと言われるゆえンである。出産から携わった職員がずっと携わっていくのが大事な部分であり、そういう体制が求められているのではないと思う。

<馬場委員>

人事政策が求められてくる。専門職を系統的に養成することや新しい職員について、市長及び部長の覚悟は決まっているのか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

答弁のしようがないが、私の立場から言えば、育成をしてきたので、その職に在籍してほしいということをお願いするべきだと思う。

<齊藤委員>

ネウボラは全て行政が関わっていることなのか。向こうでは行政がスリム化されているので全て行政が関わることはない。昔の日本のような隣近所のおじさんお婆さんが面倒を見ていくというつながりがネウボラではないかと考える。全て行政が実施していくことが正しいということではないと思うがどうか。

<こども未来課長>

御指摘のとおり、その時代の姿が原点であり、原点を取り戻すための諸施策だと考えている。ネウボラは、もともと民設のような形で1地区からの取り組みが広がり、現在は国営として、全て国負担で行っている。90年ほど続いている取り組みである。その歴史の中で、フィンランドの国民性として、子育ては全て行政がしてくれるという意識までもが定着している状況なのではないかと考える。手厚い子育て支援がされており、子育てグッズも全て国から支給されている。地域で子どもを見守るという考え方が国に広がったものであると考える

<酒井委員>

人が替わると業務が続けられないという委託の仕方はどうなのか。この事業に限らず今後の課題であると思うが、どのように捉えているのか。

<こども未来課長>

人が替わると業務が続けられないということは、行政の業務としてあってはならないと考える。民営から公営に変わった時に、その人でなければならないということではなく、既に関わっている多くの市民との信頼関係や継続性という意味でその人を一旦雇い入れる形になったと考える。その人がやめられた場合でも、しっかり事業が継続できるような複数人の体制を構築したい。

<酒井委員>

平成28年度は、資格者でない総括の人が抜けられるからという説明だった。この事業に限らず、民間と連携していく際に、この人が抜けたら行政としては認めないということを契約時に明確にしておかなければならないと思う。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

継続性のある事業展開ができるよう、人材育成に努めていきたい。

～16：46

[評価]

[評価シート記入]

<小川委員長>

事務事業評価表の集計を行う

- ・評価1 必要性
○5人・△1人・×なし
- ・評価2 妥当性
○4人・△2人・×なし
- ・評価3 効率性
○なし・△4人・×2人
- ・評価4 費用対効果
○3人・△3人・×なし
- ・評価5 成果
○なし・△6人・×なし

[評価結果のまとめ]

<小川委員長>

△や×の多かった項目について、その理由を確認したいと思う。「効率性」についての意見はあるか。

<酒井委員>

内容はよかったのではないかなと思う。しかし、形態がどうなのかというところで△とした。

<馬場委員>

当初は公設民営であったが、公営で実施するということなので、その芽をしっかりと生かしながら頑張っていたきたい。

<齊藤委員>

私はいろいろな事業を民営化すべきと考えている。市長が公設民営で実施していくと掲げられて賛成した。非常に残念だという思いで△とした。

<酒井委員>

この事業は情報を一元管理してつないでいくということであり、委託することがふさわしい事業もあると思うが、それも事業によるのではないかと考える。

<齊藤委員>

いろいろな事業を抱えていくのはいかがなものかと思う。残念感があって△にしている。

<酒井委員>

この事業に関しては、8月に出たガイドラインでも委託に関する記述があり、やむを得ず民間に委託する場合というふうに書かれている。公営を基本として民間人材を現在のような形で活用するのが最もよいと考える。平成28年度事業としては△だが、今後の展開は期待できると思う。

<小川委員長>

「費用対効果」について意見があれば。

<齊藤委員>

「費用対効果」と「成果」については、よく分からないため△としている。

<富谷副委員長>

現時点で費用対効果が高いかどうかは分かりかねるため△とした。

<平本委員>

はっきりとした数字は出ていないが、成果に結びつくのではないかと感じているので○とした。

<酒井委員>

成果という形では見えていないが、現在のような少ない人員で実施する事業ではないという思いを込めて○とした。

<馬場委員>

何をもって費用対効果とするのかが疑問であるため△とした。

<小島委員>

私も何をもって費用対効果とするのかが疑問であるため△とした。

<小川委員長>

「成果」について意見はあるか。

<酒井委員>

説明にもあったように、成果が表れてくるのはこれからなので、期待値は大きい△としている。

<馬場委員>

この事業だけが子どもの虐待をなくすわけではなく、そういう意味では子どもが安心して暮らせるまちをそれぞれの所につくっていく必要がある。これからの課題として△とした。

<小島委員>

今後の成果に期待する中で△とした。

<小川委員長>

以上の意見から分科会評価結果を決定し、意見をまとめていきたい。評価結果について意見をいただきたい。

<酒井委員>

「拡充」がよいと思う。支援台帳をつくり始めているところなので今の体制でもできているかもしれないが、今後、足りなくなっていくため拡充しなければならない。民間の人の力を借りながら公営で行政内部に人材を育成していくという方向性を示された。機能を果たすために、必要なものは拡充してほしい。お金がつくという

ことも大事だが、それがなくても必要なものは必要だと思う。家庭支援相談員が大変な状況なのは蓄積があるからであり、すぐに同じ状況になると思う。きちんと機能を果たせるように、必要なものは拡充してほしい。

<馬場委員>

平成28年度から29年度にかけて、さまざまな努力をして今の地点に落ち着いていると思う。公的な責任をしっかりと果たしていくという決意も出されたので、お金だけでなく、人的にもこの事業を広めてほしい。

<平本委員>

本音を言えば「公設民営を見直した上で拡充」としたい。事業としては期待をしているのでこのまま取り組んでいただきたい。

<小島委員>

平成28年度事業は公設民営だったので、それから考えると見直していくことも考えながら拡充という極論になるが「拡充」の方がウエイトが重い。

<齊藤委員>

「その他」として、当初の公設民営で実施してほしい。また、この事業がなくなるような市になってほしい。拡充するということは、そういう子どもが増えるということになる。

<酒井委員>

支援が必要な子どもが増えるということではなく、どんな人も把握し、必要があれば行くことがあるのでケースがどんどん増えていくという意味である。子育て世代包括支援センターが単独でいろいろな事業をするというよりは、情報を集約し、さまざまな機関につなげていくということなので、センターがつけなくても、それぞれの拠点同士がつながりを持てるような市になることが理想だと思うが、3人では絶対に足りないという意味での拡充である。

<富谷副委員長>

同じである。ますますニーズが増えてくるため、人的な体制強化は必要と考える。「拡充」としていただきたい。

<小川委員長>

委員会としては「拡充」としたい。評価に附帯する意見、改善点等について意見をいただきたい。

<酒井委員>

平成29年度の体制で実施することを基本としてほしい。民間団体への委託については、よい団体がいくつ出てきたとしても、個人情報の集約という点では市民の安心感や体制からすると、この事業は民間に委託するのがふさわしい事業とは思えないので意見として述べておきたい。連携によって、より一層力を発揮してほしい。

<小川委員長>

評価に附帯する意見、改善点等については正副委員長に一任願いたい。ここで担当部から意見を。

<健康福祉部長>

手法等を検討し、この事業がより拡充できるようにしていきたい。

<小川委員長>

母子保健事業経費について、本分科会の評価は「拡充」とし、これまでの意見をまとめて評価結果の意見とする。

[理事者退室]

散会 ～ 17 : 10